

■申請・届出時に必要な書類

●：添付必須 ▲：場合により添付

申請・届出の種類 提出書類	新規申請	変更申請	変更届		更新申請	除却届	備考
			広告物等の 表示者等	管理者			
申請書・届出書	●	●	●	●	●	●	
手数料	●	●	-	-	●	-	納付書により納付（担当より納付書発行） * 県外の場合は要相談
委任状	▲	▲	-	-	▲	-	委任の場合は添付
付近見取図	●	-	-	-	●	-	設置場所は赤色表示 写真撮影箇所・方向を表示
状況写真	●	●	-	-	●	●	不特定多数の人が見る方向からのもの ・新規：設置場所の状況 ・変更：現況の掲出状況 ・更新：現況の掲出状況 ・除却：除却された状況
図面・仕様書等	●	●	-	-	●	-	例) 配置図、広告物の設計図面・面積求積表、建築物等壁面利用広告物は壁面面積に対する表示面積の割合が確認できる図面等
建築確認済証の写し等	▲	-	-	-	▲	-	堅ろうなものであることを証明する場合は添付
土地・建築物等の使用承諾書	▲	-	-	-	▲	-	申請者と土地・建築物等の所有者が異なる場合は添付（※道路敷地にかかる場合、別途道路管理者の許可が必要：写し添付）
管理者設置届	●	●	-	-	-	-	広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する管理者の必要があるため、資格者証の添付が必要
資格者証の写し	▲	▲	-	-	-	-	
返信用封筒（切手共）	▲	▲	-	-	▲	-	郵送の場合は添付。ただし、郵送が相応しくないものは不可（例：許可済印を押すような広告物等）*要確認
広告物等安全点検報告書	-	-	-	-	●	-	
点検後の写真	-	-	-	-	●	-	点検後又は必要な補修後の全景（上記内容が確認できるものであれば、状況写真と併用可）
点検資格証の写し	-	-	-	-	▲	-	広告物等の上端までの高さが地上から4mを超える場合は、資格を有する点検者でなければならないため、資格者証を添付
提出部数	2部	2部	1部※	1部※	2部	1部※	※副本選付が必要な場合は、副本もあわせて提出すること。郵送の場合は、返信用封筒（切手共）も添付すること

★上記以外にも担当者が指示する場合があります。